

自己責任でチャレンジでき イノベーションが生まれる 環境の実現を

新産業革命と規制・法制改革委員会
委員長／間下直晃

(インタビューは12月5日に実施)

経済のグローバル化と急速に進むデジタル化は、多くの産業分野で従来のビジネスモデルを大きく変えつつある。日本は現状、諸外国に比べて、革新的技術の開発力とその社会実装力の双方で後れをとっている。世界市場で互角に競争できるイノベーションを起こすための推進策について、間下直晃委員長が語った。



規制に縛られた企業は グローバル市場で勝ち目がない

まずは日本の特徴として、事業についての事前規制や、行政の裁量に委ねられる部分の多さがあります。「法律で決まっていなことはやらない」という前提が、多くの業界にあるということです。技術革新が加速している現在、こうした前提があっては、スピーディーな事業化に対応できないでしょう。

世界に目を向けると、それぞれの国や経済圏が競争優位を勝ち取ろうとしています。米国は研究開発に優れ、中国は先進技術の社会実装力が強く、EUはその市場規模を活かして域内企業に有利な規制・制度を作っています。

一方、日本は、革新的な技術の開発力とその社会実装力のいずれも遅れているといわざるを得ません。

グローバル化がどんどん進んでいく中で、規制に縛られた状態のプレーヤーがグローバル市場で戦っても、勝ち目がないのは明らかです。

さらに、日本市場に入ってきて、自国の方式でビジネスをしようとするグ

ローバル企業もあります。そうした戦いでも、日本の企業は苦戦することになるでしょう。

事業者には規制を適用せずに ビジネスのアイデアを実行する場

諸外国はさらなるイノベーションを起こすべく、「レギュラトリー・サンドボックス」を活用し始めています。レギュラトリー・サンドボックスとは、革新的な新事業を創出するために、事業者にはすぐには規制を適用せず、実証実験をやすくする仕組みのことです。

例えば英国では、革新的な金融商品・サービスなどの実現に向けて、事業者に対して法律を即時適用せず、安全な実験環境を提供することで、イノベーションを促しています。また、スマート金融センターの確立を目指すシンガポールでは、金融機関やフィンテック関連企業などを対象に、個別の事例に応じて法的規制を緩め、実証しようとしています。

レギュラトリー・サンドボックスの基本的な考え方は、自己責任で事業者と利用者のお互いが納得できる形なら、

規制を外してビジネスのアイデアを実現してもらい、問題がなければ事業化するというものです。金融はもともと規制業種なので、それを外していかないとイノベーションは生まれません。金融分野を中心に、海外でレギュラトリー・サンドボックスの仕組みが整えられているのは、このためです。

国内でも、レギュラトリー・サンドボックスの仕組みを作る必要があります。でないと、既存の法律が想定していないビジネスが出てきたときに何も進まず、海外で先んじて生まれたものを受け入れるしかなくなる恐れがあるからです。日本の企業は枠組みがないと動かない傾向が強いので、「この枠の中なら規制を適用しない」ということにすれば、新しいものが生まれてくるのではないのでしょうか。

日本でレギュラトリー・サンドボックスを始める場合、業種・業界をどこに絞るかはこれからの議題でしょう。政府の会議では、ICT、AI、ブロックチェーン、宇宙開発などの分野で利用の可能性が探られています。新産業革命における先進技術やビジネスモデル

間下 直晃 委員長
 ブイキューブ
 取締役社長CEO

1977年東京都生まれ。2002年慶應義塾大学大学院理工学研究科修了。1998年ブイキューブインターネット設立、CEO就任。2002年ブイキューブに社名変更。04年ブイキューブブロードコミュニケーション設立、CEO就任。10年1月経済同友会入会。14年度から幹事、17年4月から現職。



など、幅広い分野で枠組みを作ること、全般的なイノベーションが生まれる可能性を高めるべきだと思います。

スキルを磨きたい若者が働き方を選択できる環境も大切

レギュラトリー・サンドボックスは、仕組みだけあっても、活用できる人材がいなければ機能しません。グローバルに通用するスキルを磨きたい若者が、主体的にチャレンジする働き方を選択できるよう、環境を作ることも大切です。労働時間を一律に短くすればよいわけではなく、成長志向が強い人は長時間働いても構わないとする制度などが必要だと考えます。

グローバル化が進む中で、日本の規制のあり方や働き方を変えていかないと、グローバルな競争に勝つことはできないでしょう。幅広いテーマで新産業革命が注目され、将来的には全ての業界が新産業革命から出てきたものに置き換えられる可能性もあるとされます。そうした危機感を皆さんと共有し、日本がいい方向に向かうように、私も発言していければと思っています。

提言概要(12月8日発表)

「日本版レギュラトリー・サンドボックス」の早期実現に関する要望

—自己責任でチャレンジできる社会の実現に向けた規制改革を—

I 「日本版レギュラトリー・サンドボックス」創設において考慮すべき点

- 「日本版レギュラトリー・サンドボックス」は、新産業革命の中核となる技術活用やビジネスモデルのアイデアを持つ事業者が、それらを「まずやってみる」ことができ、創意工夫、試行錯誤ができる空間とする。
- サンドボックスにおける事業者、ならびに製品・サービスの利用者は、共にリスクに対して自己責任を負う。
- 実証実験によるデータを蓄積し、エビデンスに基づく規制改革を推進する。
- 「日本版レギュラトリー・サンドボックス」を所管する新たな機関(会議体)を設置し、活用する事業者は、ビジネスモデルなどの革新性を重視する。当該機関が規制改革を迅速かつ府省庁横断的に推進するための高度な意思決定ができるよう、例えば、内閣総理大臣を本部長とした体制を構築する。
- 適用実績数や適用許可率などのKPIを当該機関が持ち、発展的な目標設定をする。
- 実証実験の結果については当該機関が検証し、大きな問題がない場合や、改善により問題解決ができる場合は、事業化できるようにする。

II リスクに対する自己責任を基本とした制度設計

- (1)「日本版レギュラトリー・サンドボックス」の対象テーマ
 - 企業などから提案された、新産業革命における先端技術やビジネスモデルなど、イノベーションにつながる事業分野全て。
- (2)対象エリア
 - 先端技術などを活用した製品・サービスの利用に伴うリスクが、事業者と利用者の二者間における契約の範囲に限定されるテーマは、全国を対象とする。事業者と利用者以外の同意を得ていない第三者に及ぶテーマは、対象エリアを限定する(自動運転の場合は特定道路、特定の自治体域内とする、など)。
- (3)実証実験における規制の適用除外
 - 実証実験は「事業化前」と捉え、業法は適用しない。実証実験にかかわる規制が業法など複数の法令にわたる場合には、サンドボックスの所管機関が関連規制に対するノーアクションレターを包括的(横断的)に発出する。
 - 実証実験には期限を設け、期間終了後、事業者は速やかに当該機関に結果を報告する。
- (4)リスクに対する保護規制の適用除外への同意
 - 製品・サービスの利用者は、生じ得るリスクと、それに対する保護規制の適用除外について説明を受けた上で利用に同意した個人(成年者に限定)または法人とする(自己責任原則の確立)。
- (5)事業者によるリスク管理
 - 事業者には、規制緩和により生じる可能性のあるリスクを軽減するための措置や、関連するデータの蓄積を求める。
 - 規制緩和による効果やリスクに関するデータは所管機関が検証する。
- (6)利用者が損害を被った場合の補償への備え
 - サンドボックスでの製品・サービスの利用による被害が利用者、または同意を得ていない第三者に及ぶ可能性もある。将来的には、これを補償する仕組みを官民が連携して構築し、リスクデータやノウハウなどを蓄積した上で、民間の損害保険事業者が運営を担う。
- (7)事業化への移行と規制改革
 - 原則として、事業者による実証実験についての結果報告およびそれに対する利用者の評価に基づき、所管機関がその後の事業化の可否を判断する。
 - 事業化を認める場合、当該機関は実証実験をした製品・サービス、およびこれらとの類似性が高い製品・サービスを対象に、現行規制の改革や、事業化に向けた新たな規制を整備する。
 - 実証実験から事業化への移行がシームレスにできるよう、法改正されるまでは、実証実験の延長を認める。
 - 事業化を認めない場合は、事業者に、遅滞なく合理的な理由を示すとともに、その理由を公開する。

詳しくはコチラ

